

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	35	担当課	消防防災安全課
法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	根拠条項	33-1	許認可等の内容	保安機関の一般消費者等の数の増加認可
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号) (一般消費者等の数の増加の認可等)</p> <p><u>第33条 保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を第二十九条第三項の数の範囲を超えて増加しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その認定をした経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。</u></p> <p>2 保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を第二十九条第三項の数の範囲を超えて減少したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその認定をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第三十一条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、第一項の認可に準用する。</p> <p>[参考条文1] 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号) (認定)</p> <p>第29条 保安業務を行おうとする者は、経済産業省令で定める保安業務の区分(以下「保安業務区分」という。)に従い、二以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては経済産業大臣の、一の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名二 保安業務区分三 保安業務を行う事業所の所在地 <p>3 第一項の認定の申請は、保安業務に係る一般消費者等の数の範囲を定めてしなければならない。</p> <p>[参考条文2] 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号) (認定の基準)</p> <p>第31条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第二十九条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	35	担当課	消防防災安全課
法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	根拠条項	33-1	許認可等の内容	保安機関の一般消費者等の数の増加認可	
<p>定をしてはならない。</p> <p>一 保安業務に係る技術的能力が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 その保安業務により一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>四 保安業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて保安業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>[参考条文3] 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年3月10日通商産業省令第11号) 第35条第1項(一般消費者等の数の増加の認可等)</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定